

処 分 基 準

平成19年 8 月 8 日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第17条第3項
処 分 の 概 要：猟銃用火薬類等の譲渡し又は譲受けの許可の取消し
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め：火薬類取締法第17条第1項（譲渡又は譲受の許可）、同第50の2第1項（猟銃用火薬類等の特則）
処 分 基 準： 譲渡又は譲受の許可後に生じ、又は許可後に判明した事由により、当該火薬類の譲渡又は譲受に伴い事件、事故等が発生する危険が認められる場合は、引渡し前に限り、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活環境課
備 考：